

前文書 次文書 閉じる

見出し／沿革

久米島町景観条例

平成24年09月13日 条例第18号

● 先頭

- [+ 第1条\(目的\)](#)
- [+ 第2条\(定義\)](#)
- [+ 第3条\(基本理念\)](#)
- [+ 第4条\(町の責務\)](#)
- [+ 第5条\(町民の責務\)](#)
- [+ 第6条\(事業者の責務\)](#)
- [+ 第7条\(景観計画の策定\)](#)
- [+ 第8条\(景観形成重点地区\)](#)
- [+ 第9条\(準景観地区への移行\)](#)
- [+ 第10条\(景観計画への適合\)](#)
- [+ 第11条\(国、県等に対する申請\)](#)
- [+ 第12条\(事前協議\)](#)
- [+ 第13条\(届出を要する行為\)](#)
- [+ 第14条\(届出及び勧告等の外\)](#)
- [+ 第15条\(特定届出対象行為\)](#)
- [+ 第16条\(助言及び指導\)](#)
- [+ 第17条\(勧告、命令及び公\)](#)
- [+ 第18条\(要請\)](#)
- [+ 第19条\(景観重要建造物の手続\)](#)
- [+ 第20条\(普及啓発\)](#)
- [+ 第21条\(久米島町景観委員\)](#)
- [+ 第22条\(景観づくり活動団体\)](#)
- [+ 第23条\(登録の申請\)](#)
- [+ 第24条\(活動団体の登録\)](#)
- [+ 第25条\(登録の取消し\)](#)
- [+ 第26条\(委任\)](#)
- [■ 附 則](#)

○久米島町景観条例

平成24年9月13日
条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、本町の良好な景観を保全・創出するために必要な事項及び景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の規定に基づく手続について必要な事項を定めることにより、美しい久米島の景観を守り、育て、創造し、もって町民一人一人にとって愛着と誇りのあるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、次の各号に掲げる用語の定義によるもののほか、法において使用する用語の例による。

- (1) 良好な景観の形成 良好な景観を保全し、又は創造することをいう。
- (2) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。
- (3) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (4) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち、建築物以外のもので規則で定めるものをいう。

(基本理念)

第3条 本町の自然・歴史・文化が織りなす美しい景観は、久米島らしさや町民の心象風景を形づくるものとなっていることにかんがみ、町民共有の豊かな財産である美しい景観を守り、育て又は創り、誰もがその恵みを受けるとともに、かけがえのない久米島町の景観を後世へと引き継いでいかななければならない。

(町の責務)

第4条 町は、法及び前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、地域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、町民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に自ら努めなければならない。

2 町民は、この条例の目的を達成するため、事業者及び町との協働による景観形成に努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、自らの行為が良好な景観の形成に影響を与えるものであると認識し、良好な景観の形成に積極的に努めなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成するため、町民及び町との協働による景観形成に努めなければならない。

(景観計画の策定)

第7条 町長は、法第8条第1項に規定する良好な景観の形成に関する計画(以下「景観計画」という。)を定めるものとする。

2 町長は、景観計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、町民及び事業者の意見を募集しなければならない。

3 町長は、景観計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、法第9条第6項の公衆の縦覧のほか、当該景観計画の周知のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。